



次期大津市こども・若者支援計画における 量の見込みと提供体制の確保方策について

令和6年10月17日（木）

第4回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

目次



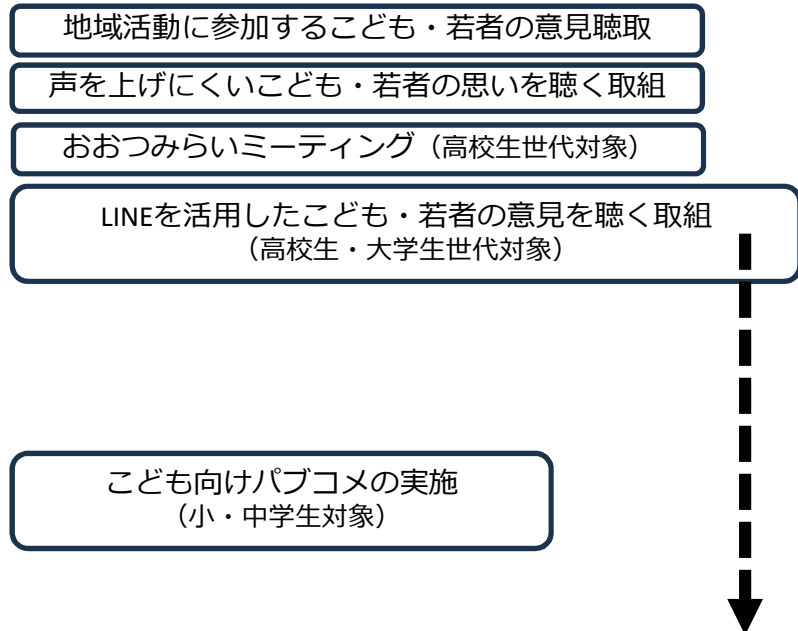
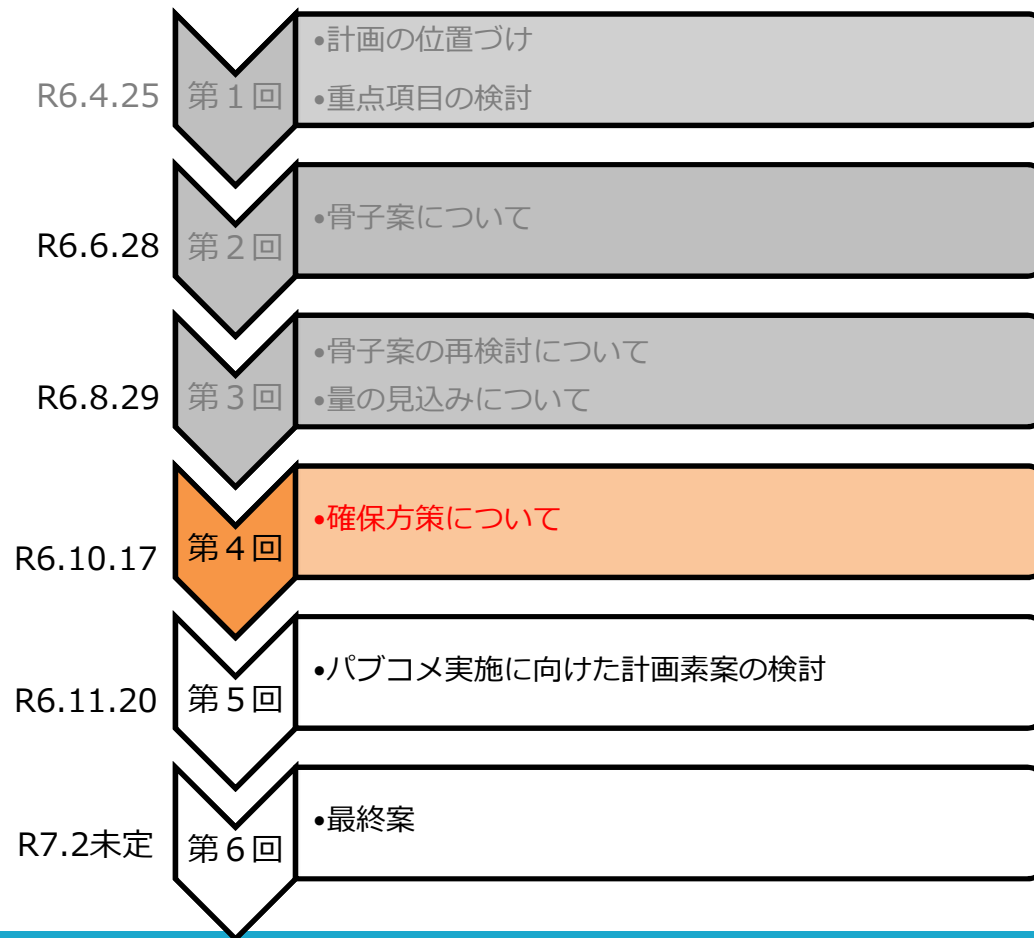
1. スケジュールについて	・・・ 2
2. 「量の見込み」と「確保方策」を定める事業の一覧	・・・ 3
3. 教育・保育の提供体制の確保方策について	・・・ 4
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	・・・ 17

1 スケジュールについて



児童福祉専門分科会

こども・若者意見聴取



2 「量の見込み」と「確保方策」を定める事業の一覧



次期こども・若者支援計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項各号に基づき、次の事業等について『量の見込み』（利用の推計や整備により見込まれる需要量）と『確保方策』（定員の増加や拠点の整備等によるサービス供給量）を定める。（赤字は新たに創設された事業）

- ◆ 教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所）について
- ◆ **乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）（創設：給付R8～）** について（R7は地域子ども・子育て支援事業として）
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業について（以下、20事業）
 - ① 利用者支援事業
 - ② **（新）妊婦等包括相談支援事業（創設R7～）**
 - ③ 延長保育事業
 - ④ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
 - ⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
 - ⑥ 放課後児童健全育成事業
 - ⑦ 子育て短期支援事業
 - ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑨ 養育支援訪問事業
 - ⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ⑪ **（新）子育て世帯訪問支援事業（創設R6～）**
 - ⑫ **（新）児童育成支援拠点事業（創設R6～）**
 - ⑬ **（新）親子関係形成支援事業（創設R6～）**
 - ⑭ 地域子育て支援拠点事業
 - ⑮ 一時預かり事業
 - ⑯ 病児保育事業
 - ⑰ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
 - ⑱ 妊婦健診事業
 - ⑲ **（新）産後ケア事業（新規位置付けR7～）**
 - ⑳ **乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度 R7のみ）**

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(1) 1号認定（教育）について

前回審議会にてお示した確保の方向性①

市立幼稚園の規模適正化及びあり方検討プロジェクトでの検討を踏まえた市立幼稚園の定員変更

- ・園児数が減少している市立幼稚園について、こどもの学びや成長に適した集団規模を確保するため、計画期間を通して市立幼稚園の規模適正化を図り、計画に反映させる。
- ・令和6年6月発足した市立幼稚園のあり方検討プロジェクトにおける、市立幼稚園が果たす役割についての検討を踏まえた上で、市立幼稚園の定員変更について計画に反映させる。

ア 市立幼稚園の1学級の園児数は35人以下としている。

イ 令和6年度の定員数は35人×134学級＝4,690人

ウ 令和6年4月1日時点の園児数は1,664人、令和7年4月1日には1,534人に減少する見込み

エ 令和7年4月1日見込みにおいて、児童数が概ね25人以下となっている学年で、2学級の設定がある場合は、1学級とし、全体で39学級減少させる。
(35人×95学級＝3,325人)

オ これにより2学級の設定があるのは、3歳児：1園、4歳児：4園、5歳児：6園となる。

令和6年度		令和7年度	増減
4,690	➡	3,325	▲1,365

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

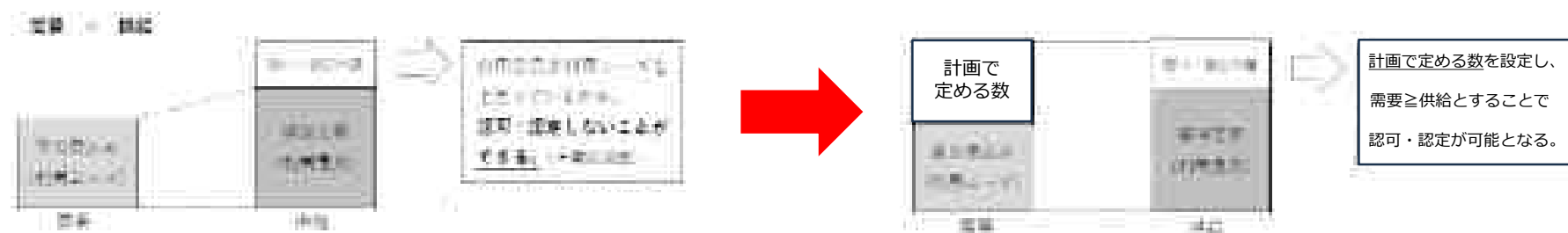
(1) 1号認定（教育）について

前回審議会にてお示した確保の方向性②

認定こども園への移行促進に係る教育・保育施設の希望を踏まえた「計画で定める数」の設定

- ・国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」においては、「幼稚園及び保育園が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置」が示されている。
- ・本市においても同指針に基づき、認定こども園への移行を促進するため教育・保育施設の希望を踏まえ、「計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行えるよう計画に反映させる。

需給調整の特例措置



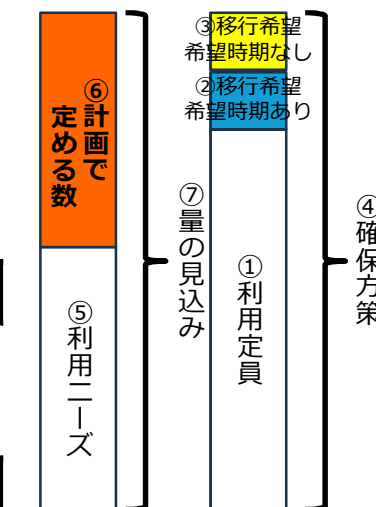
3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(1) 1号認定（教育）について

- ・令和6年5月に教育・保育施設を対象として実施した「利用定員数の見込み及び認定こども園への移行希望調査」の結果を踏まえ、利用定員の変更希望を計画に反映させる。
- ・また、同調査における認定こども園への移行希望を踏まえ、「計画で定める数」を設定する。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 1号利用定員（※1）	3,875	3,910	3,910	3,925	3,925
② 認定こども園移行による 認可・認定希望（希望時期あり）（※2）	15	15	15	30	30
③ 認定こども園移行による 認可・認定希望（希望時期なし）（※2）	0	75	75	75	75
④ 確保方策（①+②+③）	3,890	4,000	4,000	4,030	4,030
⑤ 1号利用ニーズ（※1）	2,488	2,421	2,338	2,245	2,108
⑥ 計画で定める数（④－⑤）	1,402	1,579	1,662	1,785	1,922
⑦ 量の見込み（⑤+⑥）	3,890	4,000	4,000	4,030	4,030



（※1）表中①、④は、認定こども園移行の希望があった園が所在する区域（北部・中北部・中部・中南部・東部）に限る。

（※2）表中②、③は、計画期間の累計値である。

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(2) 2号及び3号認定（保育）について

前回審議会にてお示した確保の方向性①

提供体制の確保方策について

- ・小規模保育施設の設置補助【6月補正予算】
坂本・下阪本学区及び滋賀・唐崎学区を対象に、1施設あたり19人定員の小規模保育事業所を2施設設置するための補助金を交付する。【定員38人増】



令和6年7月12日から同年9月30日まで設置運営事業者の公募を実施。今後、事業者を選定予定。

- ・保育施設の整備の必要性についての検討
量の見込み（ニーズ）を踏まえ、施設型を含めた保育施設の整備の必要性について検討していく。



2号及び3号認定のいずれの区分においても、一定の利用定員が確保されているが、区域間、年齢区分間の差異を解消し、また今後のニーズに対応するため、以下のとおり提供体制の確保を図る。

- ア 既存の教育・保育施設の利用定員変更や認定こども園への移行によるもの【定員97人増】
- イ 区域間、年齢区分間の差異を解消し、今後の保育ニーズに対応するため該当区域に保育所を整備する。

60人～120人定員の保育所3施設【定員270人増】（令和8年度以降）
（該当区域：坂本・下阪本学区、滋賀学区、J R石山駅周辺）

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(2) 2号及び3号認定（保育）について

前回審議会にてお示した確保の方向性② 保育士確保等による受け入れ拡大について

- ・奨学金返還支援補助金、潜在保育士等就職支援給付金【6月補正予算】

大学在学中に奨学金の貸与を受けて就学し、卒業後に市内の保育所等に新たに雇用され、継続して勤務する保育士等や、市内の保育所等に新たに雇用され継続して勤務する保育士等に対して、補助金を支給する。



- ・公立保育所の保育士再配置

小規模園であるため、担任外保育士の割合が高くなっている逢坂保育園を令和7年3月31日をもって休園し、勤務する保育士を他の公立保育所に再配置することで、公立保育園全体での受入れ児童数の増加を図る。

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(3) 区域別の結果：市全域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 市全域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2,646	2,771	2,695	2,606	2,505	2,338
確保方策	6,060	4,556	4,591	4,591	4,606	4,606
需給差	3,414	1,785	1,896	1,985	2,101	2,268

2号認定(保育必要3～5歳児) 市全域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	5,169	5,031	5,107	5,171	5,189	5,092
確保方策	5,184	5,213	5,311	5,411	5,415	5,419
需給差	15	182	204	240	226	327

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 市全域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	379	369	382	390	401	419
確保方策	859	867	877	893	893	893
需給差	480	498	495	503	492	474

3号認定(保育必要1、2歳児) 市全域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	1,456	1,420	1,504	1,511	1,540	1,566
2歳_量の見込み	1,618	1,667	1,700	1,733	1,711	1,708
1、2歳_量の見込み	3,074	3,087	3,204	3,244	3,251	3,274
確保方策	3,016	3,070	3,116	3,160	3,166	3,172
需給差	▲58	▲17	▲88	▲84	▲85	▲102

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(4) 区域別の結果：志賀区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 志賀区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	115	91	91	94	92	80
確保方策	426	216	216	216	216	216
需給差	311	125	125	122	124	136

2号認定(保育必要3～5歳児) 志賀区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	207	190	200	218	221	207
確保方策	187	187	187	187	187	187
需給差	▲20	▲3	▲13	▲31	▲34	▲20

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 志賀区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	11	14	14	14	14	14
確保方策	31	31	31	31	31	31
需給差	20	17	17	17	17	17

3号認定(保育必要1、2歳児) 志賀区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	47	52	45	46	46	45
2歳_量の見込み	55	70	74	65	65	63
1、2歳_量の見込み	102	122	119	111	111	108
確保方策	111	111	111	111	111	111
需給差	9	▲11	▲8	0	0	3

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(5) 区域別の結果：北部区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	373	332	325	306	292	264
確保方策	865	690	690	690	705	705
需給差	492	358	365	384	413	441

2号認定(保育必要3～5歳児) 北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	726	763	780	777	776	746
確保方策	891	876	876	876	876	876
需給差	165	113	96	99	100	130

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	44	84	84	85	86	86
確保方策	123	124	124	124	124	124
需給差	79	40	40	39	38	38

3号認定(保育必要1、2歳児) 北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	204	198	203	207	216	220
2歳_量の見込み	214	223	211	214	216	216
1、2歳_量の見込み	418	421	414	421	432	436
確保方策	493	497	497	497	497	497
需給差	75	66	73	66	55	51

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(6) 区域別の結果：中北部区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 中北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	432	569	558	554	544	526
確保方策	902	712	687	687	687	687
需給差	470	143	129	133	143	161

2号認定(保育必要3～5歳児) 中北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	928	811	828	858	876	886
確保方策	773	782	862	862	862	862
需給差	▲155	▲11	34	▲4	▲14	▲24

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 中北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	89	73	78	82	88	92
確保方策	120	132	142	142	142	142
需給差	31	59	64	60	54	50

3号認定(保育必要1、2歳児) 中北部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	286	208	218	232	249	257
2歳_量の見込み	308	293	313	321	330	332
1、2歳_量の見込み	594	501	531	553	579	589
確保方策	433	470	515	515	515	515
需給差	▲161	▲31	▲16	▲38	▲64	▲74

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(7) 区域別の結果：中部区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 中部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	373	448	430	417	403	389
確保方策	626	621	636	636	636	636
需給差	253	173	206	419	233	247

2号認定(保育必要3～5歳児) 中部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	759	787	786	797	801	809
確保方策	723	749	749	809	809	809
需給差	▲36	▲38	▲37	12	8	0

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 中部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	64	33	34	37	39	45
確保方策	159	161	161	167	167	167
需給差	95	128	127	130	128	122

3号認定(保育必要1、2歳児) 中部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	240	240	249	247	255	271
2歳_量の見込み	247	291	299	300	294	301
1、2歳_量の見込み	487	531	548	547	549	572
確保方策	507	517	517	541	541	541
需給差	20	▲14	▲31	▲6	▲8	▲31

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(8) 区域別の結果：中南部区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 中南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	495	460	461	447	440	401
確保方策	1,248	929	929	929	929	929
需給差	753	469	468	482	489	528

2号認定(保育必要3～5歳児) 中南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	875	910	948	962	986	946
確保方策	914	932	947	977	977	977
需給差	39	22	▲1	15	▲9	31

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 中南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	64	50	53	51	52	54
確保方策	161	161	161	171	171	171
需給差	97	111	108	120	119	117

3号認定(保育必要1、2歳児) 中南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	242	269	301	284	268	263
2歳_量の見込み	244	243	264	264	248	226
1、2歳_量の見込み	486	512	565	548	516	489
確保方策	545	552	552	572	572	572
需給差	59	40	▲13	24	56	83

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(9) 区域別の結果：南部区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	234	192	183	174	168	150
確保方策	605	465	465	465	465	465
需給差	371	273	282	291	297	315

2号認定(保育必要3～5歳児) 南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	406	414	410	413	417	397
確保方策	356	347	347	347	347	347
需給差	▲50	▲67	▲63	▲66	▲70	▲50

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	23	23	23	23	24	24
確保方策	55	48	48	48	48	48
需給差	32	25	25	25	24	24

3号認定(保育必要1、2歳児) 南部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	112	113	110	112	116	116
2歳_量の見込み	118	113	111	108	108	106
1、2歳_量の見込み	230	226	221	220	224	222
確保方策	159	155	155	155	155	155
需給差	▲71	▲71	▲66	▲65	▲69	▲67

3 教育・保育の提供体制の確保方策について

(10) 区域別の結果：東部区域



1号認定(教育希望3～5歳児※) 東部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	624	679	647	614	566	528
確保方策	1,388	923	968	968	968	968
需給差	764	242	321	354	402	440

2号認定(保育必要3～5歳児) 東部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,268	1,156	1,155	1,146	1,112	1,101
確保方策	1,340	1,340	1,343	1,353	1,357	1,361
需給差	72	184	188	207	245	260

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

3号認定(保育必要0歳児) 東部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	84	91	94	95	98	100
確保方策	210	210	210	210	210	210
需給差	126	119	116	115	112	110

3号認定(保育必要1、2歳児) 東部区域

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1歳_量の見込み	325	340	378	383	390	394
2歳_量の見込み	432	426	417	446	450	448
1、2歳_量の見込み	757	766	795	829	840	837
確保方策	768	768	769	769	775	781
需給差	11	2	▲26	▲60	▲65	▲56

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(1) 利用者支援事業

事業内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

実施機関

基本型：子育て総合支援センター、子ども・若者政策課

特定型：保育幼稚園課

こども家庭センター型：各すこやか相談所、子ども・子育て安心課

提供体制

市全域

確保方策の内容

単位：か所

子育てに関して、保護者が必要とする情報提供や保護者からの相談への対応を大切にしながら、適切な子育て支援につなげていく。こども家庭センター及び地域子育て相談機関については、国が示す方針を踏まえつつ、本市の組織体制や既存の各機関が担う役割を考慮しながら、検討していく。

今後も、現在の設置箇所数を維持しながら、必要に応じて人員確保を目指す。

確保方策の数値は、量の見込みと同数

類型		R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型	量の見込み	2	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2	2
特定型	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8	8
合計	量の見込み	11	11	11	11	11	11
	確保方策	11	11	11	11	11	11

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(2) 妊婦等包括相談支援事業（R 7 創設）

事業内容

妊婦、その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業。

本市では、出産・子育て応援給付事業における伴走型相談支援として、妊娠届時、妊娠8か月ごろ（希望者のみ）、新生児訪問時の面談のほか、情報発信や必要な支援につないでいる。

実施機関

母子保健課

提供体制

市全域

確保方策の内容

妊娠届出時の面談を基本とするが、アウトリーチによる面談を行うこともある。妊娠8か月ごろに実施するアンケートの結果、面談を希望する妊婦、市が面談を必要と判断した妊婦に対して、電話や来所、訪問等で面談し支援につなげる。出生後の面談は新生児訪問時に行う。里帰り出産等で本市で新生児訪問を実施しなかった母（養育者）には、乳児家庭全戸訪問事業において面談する。妊娠8か月ごろに実施するアンケートが未回答で、市からアプローチするも連絡のつかない方もおり、当事業で妊娠期間中から支援を行っていることについて周知を行っていく必要がある。

単位（確認中）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	本事業について、令和6年10月10日に国から量の見込みの算出等の考え方が示されたため、今後検討してお示しする予定です。					
	確保方策						

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(3) 延長保育事業

事業内容

保育認定を受けた児童について、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用に必要な経費の全部又は一部の保育を助成することにより、必要な保育を確保する事業。

単位：人

実施機関

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所

提供体制

保健・福祉ブロック

確保方策の内容

利用希望に応じて実施体制を整えているが、特に短時間認定児童の利用需要が増えている傾向である。

その日の体制により、職員が確保できない状況もあるが、原則保護者のニーズに応じて実施体制が整っている。

今後は保育ニーズの高まりに伴い利用ニーズが増加することを想定しているので、各施設で的確に対応できるよう実施体制を確保する。

確保方策の数値は、量の見込みと同数

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
志賀	量の見込み	59	60	61	62	62	62
	確保方策	59	60	61	62	62	62
北部	量の見込み	448	455	466	471	473	473
	確保方策	448	455	466	471	473	473
中北部	量の見込み	429	435	446	451	453	453
	確保方策	429	435	446	451	453	453
中部	量の見込み	424	430	441	446	448	448
	確保方策	424	430	441	446	448	448
中南部	量の見込み	707	718	735	744	747	747
	確保方策	707	718	735	744	747	747
南部	量の見込み	331	336	344	348	350	350
	確保方策	331	336	344	348	350	350
東部	量の見込み	1,101	1,116	1,144	1,158	1,162	1,163
	確保方策	1,101	1,116	1,144	1,158	1,162	1,163
市全域	量の見込み	3,500	3,550	3,637	3,681	3,696	3,697
	確保方策	3,500	3,550	3,637	3,681	3,696	3,697

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(4) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

事業内容

低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することで、円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべてのこどもの健やかな成長を支援する事業。

- ・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
- ・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

実施機関

保育幼稚園課

提供体制

市全域

確保方策の内容

低所得者を対象とした他の各種補助制度も含めたニーズや優先度などの観点から、現時点では、実施の見込みはない。
国や県の動向及び市民ニーズを把握しながら、今後の事業実施について必要に応じて検討する。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業。

① 新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者（例：保育士ＯＢ等）を活用した巡回支援等を行う事業。

実施機関

幼保支援課

提供体制

市全域

確保方策の内容

支援児童の増加傾向に伴い、支援施設数、補助額も増大傾向にあることから、今後も事業実施の確保に努める。

② 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

実施機関

保育幼稚園課

提供体制

市全域

確保方策の内容

特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築に寄与していることから、今後も現状の実施体制を維持する。

③ 地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。

実施機関

子ども・若者政策課

提供体制

市全域

確保方策の内容

施設認定の上、対象児童の保護者からの申請に応じて実施していることから、今後も現状の実施体制を維持する。

これらの事業については、確保方策の数値は定めない

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(6) 放課後児童健全育成事業

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る事業。

単位：人

実施機関

市立児童クラブ、民間児童クラブ

提供体制

各小学校区ごと

確保方策の内容

保護者の働き方の多様化及び共働き世帯の増加等を背景に児童クラブの利用ニーズは今後も増加することが見込まれる。

本市では、これまでから教育委員会と連携し、学校の空き教室等を活用するほか、基準条例の経過措置を適用し、希望者全員の受入を行っているところである。引き続き、教育委員会とも連携し、学校施設等の積極的な活用のほか、民間児童クラブの開設等により、児童の遊びと生活の場を確保する。

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
志賀	量の見込み	204	211	219	224	233	240
	確保方策	276	276	276	276	276	276
	需給差	72	65	57	52	43	36
北部	量の見込み	704	739	758	784	807	835
	確保方策	789	789	789	789	789	789
	需給差	85	50	31	5	▲18	▲46
中北部	量の見込み	645	673	694	711	735	762
	確保方策	602	642	642	642	642	642
	需給差	▲43	▲31	▲52	▲69	▲93	▲120
中部	量の見込み	719	754	779	801	826	858
	確保方策	700	740	740	740	740	740
	需給差	▲23	▲14	▲39	▲61	▲86	▲118
中南部	量の見込み	833	877	900	930	956	990
	確保方策	946	946	946	946	946	946
	需給差	113	69	46	16	▲10	▲44
南部	量の見込み	252	265	270	278	287	298
	確保方策	285	285	285	285	285	285
	需給差	33	20	15	7	▲2	▲13
東部	量の見込み	1,223	1,278	1,328	1,374	1,402	1,456
	確保方策	1,307	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
	需給差	84	109	59	13	▲15	▲69
市全域	量の見込み	4,580	4,797	4,948	5,102	5,246	5,439
	確保方策	4,905	5,065	5,065	5,065	5,065	5,065
	需給差	325	268	117	▲37	▲181	▲374

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(6) 放課後児童健全育成事業

小学校区単位の量の見込みと確保方策

単位：人

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11	区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
小松	量の見込み	35	36	39	39	40	41	葛川	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	34	34	34	34	34	34		確保方策	0	0	0	0	0	0
	需給差	▲1	▲2	▲5	▲5	▲6	▲7		需給差	0	0	0	0	0	0
木戸	量の見込み	51	52	55	55	59	60	伊香立	量の見込み	39	40	41	42	44	46
	確保方策	39	39	39	39	39	39		確保方策	69	69	69	69	69	69
	需給差	▲12	▲13	▲16	▲16	▲20	▲21		需給差	30	29	28	27	25	23
和邇	量の見込み	91	96	97	100	104	108	真野	量の見込み	113	119	122	127	132	135
	確保方策	162	162	162	162	162	162		確保方策	115	115	115	115	115	115
	需給差	71	66	65	62	58	54		需給差	2	▲4	▲7	▲12	▲17	▲20
小野	量の見込み	27	27	28	30	30	31	真野北	量の見込み	60	63	64	67	68	71
	確保方策	41	41	41	41	41	41		確保方策	86	86	86	86	86	86
	需給差	14	14	13	11	11	10		需給差	26	23	22	19	18	15
志賀区域	量の見込み	204	211	219	224	233	240	堅田	量の見込み	268	281	289	299	307	318
	確保方策	276	276	276	276	276	276		確保方策	314	314	314	314	314	314
	需給差	72	65	57	52	43	36		需給差	46	33	25	15	7	▲4
	量の見込み							仰木	量の見込み	12	12	13	13	13	13
	確保方策								確保方策	17	17	17	17	17	17
	需給差								需給差	5	5	4	4	4	4
	量の見込み							仰木の里	量の見込み	59	63	64	66	67	70
	確保方策								確保方策	57	57	57	57	57	57
	需給差								需給差	▲2	▲6	▲7	▲9	▲10	▲13
	量の見込み							仰木の里東	量の見込み	153	161	165	170	176	182
	確保方策								確保方策	131	131	131	131	131	131
	需給差								需給差	▲22	▲30	▲34	▲39	▲45	▲51
	量の見込み							北部区域	量の見込み	704	739	758	784	807	835
	確保方策								確保方策	789	789	789	789	789	789
	需給差								需給差	85	50	31	5	▲18	▲46

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(6) 放課後児童健全育成事業

小学校区単位の量の見込みと確保方策

単位：人

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11	区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
雄琴	量の見込み	30	30	32	32	33	35	志賀	量の見込み	184	193	199	204	212	219
	確保方策	43	43	43	43	43	43		確保方策	182	182	182	182	182	182
	需給差	13	13	11	11	10	8		需給差	▲2	▲11	▲17	▲22	▲30	▲37
日吉台	量の見込み	23	25	25	25	28	28	山中比叡平	量の見込み	42	43	46	49	49	51
	確保方策	27	27	27	27	27	27		確保方策	36	36	36	36	36	36
	需給差	4	2	2	2	▲1	▲1		需給差	▲6	▲7	▲10	▲13	▲13	▲15
坂本	量の見込み	155	161	165	170	175	181	藤尾	量の見込み	60	64	65	67	69	72
	確保方策	141	141	141	141	141	141		確保方策	46	46	46	46	46	46
	需給差	▲14	▲20	▲24	▲29	▲34	▲40		需給差	▲14	▲18	▲19	▲21	▲23	▲26
下阪本	量の見込み	223	233	241	248	255	266	長等	量の見込み	140	147	152	154	160	168
	確保方策	192	232	232	232	232	232		確保方策	137	137	137	137	137	137
	需給差	▲31	▲1	▲9	▲16	▲23	▲34		需給差	▲3	▲10	▲15	▲17	▲23	▲31
唐崎	量の見込み	214	224	231	236	244	252	逢坂	量の見込み	151	158	162	169	173	180
	確保方策	199	199	199	199	199	199		確保方策	153	153	153	153	153	153
	需給差	▲15	▲25	▲32	▲37	▲45	▲53		需給差	2	▲5	▲9	▲16	▲20	▲27
中北部区域	量の見込み	645	673	694	711	735	762	中央	量の見込み	142	149	155	158	163	168
	確保方策	602	642	642	642	642	642		確保方策	146	186	186	186	186	186
	需給差	▲43	▲31	▲52	▲69	▲93	▲120		需給差	4	37	31	28	23	18
								中部区域	量の見込み	719	754	779	801	826	858
									確保方策	700	740	740	740	740	740
									需給差	▲23	▲14	▲39	▲61	▲86	▲118

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(6) 放課後児童健全育成事業

小学校区単位の量の見込みと確保方策

単位：人

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11	区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
平野	量の見込み	241	253	261	270	278	287	上田上	量の見込み	25	27	28	28	30	31
	確保方策	291	291	291	291	291	291		確保方策	45	45	45	45	45	45
	需給差	50	38	30	21	13	4		需給差	20	18	17	17	15	14
膳所	量の見込み	174	183	188	194	199	206	青山	量の見込み	164	172	178	185	191	197
	確保方策	155	155	155	155	155	155		確保方策	156	156	156	156	156	156
	需給差	▲19	▲28	▲33	▲39	▲44	▲51		需給差	▲8	▲16	▲22	▲29	▲35	▲41
富士見	量の見込み	164	173	177	184	188	195	瀬田	量の見込み	271	283	294	305	309	321
	確保方策	162	162	162	162	162	162		確保方策	324	324	324	324	324	324
	需給差	▲2	▲11	▲15	▲22	▲26	▲33		需給差	53	41	30	19	15	3
晴嵐	量の見込み	254	268	274	282	291	302	瀬田南	量の見込み	163	169	176	183	185	194
	確保方策	338	338	338	338	338	338		確保方策	136	136	136	136	136	136
	需給差	84	70	64	56	47	36		需給差	▲27	▲33	▲40	▲47	▲49	▲58
中南部区域	量の見込み	833	877	900	930	956	990	瀬田東	量の見込み	244	256	265	273	279	290
	確保方策	946	946	946	946	946	946		確保方策	254	254	254	254	254	254
	需給差	113	69	46	16	▲10	▲44		需給差	10	▲2	▲11	▲19	▲25	▲36
石山	量の見込み	82	86	87	90	94	98	瀬田北	量の見込み	356	371	387	400	408	423
	確保方策	101	101	101	101	101	101		確保方策	392	472	472	472	472	472
	需給差	19	15	14	11	7	3		需給差	36	101	85	72	64	49
南郷	量の見込み	89	94	96	99	101	105	東部区域	量の見込み	1,223	1,278	1,328	1,374	1,402	1,456
	確保方策	81	81	81	81	81	81		確保方策	1,307	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
	需給差	▲8	▲13	▲15	▲18	▲20	▲24		需給差	84	109	59	13	▲15	▲69
大石	量の見込み	22	24	24	24	26	26	市全域	量の見込み	4,580	4,797	4,948	5,102	5,246	5,439
	確保方策	37	37	37	37	37	37		確保方策	4,905	5,065	5,065	5,065	5,065	5,065
	需給差	15	13	13	13	11	11		需給差	325	268	117	▲37	▲181	▲374
田上	量の見込み	59	61	63	65	66	69								
	確保方策	66	66	66	66	66	66								
	需給差	7	5	3	1	0	▲3								
南部区域	量の見込み	252	265	270	278	287	298								
	確保方策	285	285	285	285	285	285								
	需給差	33	20	15	7	▲2	▲13								

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(7) 子育て短期支援事業

事業内容

児童を養育している家庭において、保護者の疾病、出産や育児疲れ、仕事等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院若しくは児童養護施設又は里親において一時的に養育する事業。

実施機関

児童養護施設、乳児院、里親等（子ども・子育て安心課）

提供体制

市全域

確保方策の内容

事業を実施するにあたっては、こどもや保護者の状況を踏まえて対応するとともに、必要に応じて他の支援にもつなげていく。今後も一時的に養育が困難になった家庭に寄り添いながら、事業の適切な運用を行っていく。

現状は、利用数が増加傾向にあるが、各施設及び里親会とも十分に協議をしながら、引き続き利用ニーズに適切に対応できるよう実施体制を維持する。

単位：のべ利用回数（人日）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	584	578	578	571	560	547
	確保方策	584	578	578	571	560	547

確保方策の数値は、量の見込みと同数

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

本市では、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問」として、保健師、助産師による新生児訪問と合わせて、新生児訪問を受けなかった生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士と民生委員児童委員の2人1組で訪問し、様々な不安や悩みを聞く中で、子育てや子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、必要な家庭に対し適切な支援を行う。また、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の対面相談に位置付けている。

実施機関

母子保健課（新生児訪問）、子育て総合支援センター（全戸訪問）

提供体制

市全域

確保方策の内容

新生児訪問と合わせ、大津で生まれ育つこども全ての確認の機会として、今後も、民生委員児童委員の協力を得て事業を継続していく。母子保健課、すこやか相談所との連携のもと、地域の中でこどもが健やかに育つ環境整備を図り、全戸訪問時に必要な子育て支援情報を提供できるよう幅広く情報を収集し発信していく。長期の里帰りや外国籍の方で出産後帰国されたなど、本事業において訪問時に出会えない場合の対応として、聞き取り等により家庭の状況把握に努めている。生活様式が多様化しており、現状把握においては関係機関と連携体制を強化する必要がある。

単位：人

確保方策の数値は、量の見込みと同数

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	2,327	2,348	2,318	2,258	2,223	2,230
	確保方策	2,327	2,348	2,318	2,258	2,223	2,230

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(9) 養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

本市では、未熟児や多胎児等に対する栄養指導、養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等を行う。

実施機関

子ども・子育て安心課、母子保健課

提供体制

市全域

確保方策の内容

子育て等に不安がある妊産婦や保護者とそのこどもに対して、訪問を通して相談対応や必要な支援を行うとともに、状況に応じて関係機関と連携しながら支援をつなげていく。

今後も、現状の実施体制の中で適切に事業を運用していく。

単位：のべ利用人数

確保方策の数値は、量の見込みと同数

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	1,639	1,633	1,626	1,597	1,563	1,542
	確保方策	1,639	1,633	1,626	1,597	1,563	1,542

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図ることで、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する事業。

本市では、要保護児童対策地域協議会において、こどもや家庭に関わる各機関が連携して、要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者、または特定妊婦に関する情報を共有し、支援を行っている。

実施機関

子ども・子育て安心課

提供体制

市全域

確保方策の内容

児童福祉法に基づき、こどもと家庭に関わる各機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題に対応する要保護児童対策地域協議会の機能や対応力を高めるために、研修会の実施等を通して多機関連携の強化や専門性の向上を図る。

確保方策の数値は定めない

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(11) 子育て世帯訪問支援事業（R6創設）

事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。

※改正児童福祉法により新設され、令和6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。

実施機関

子ども・子育て安心課、母子保健課

提供体制

市全域

確保方策の内容

3歳未満児の2人以上の多胎の子（以下「多胎児」という。）を養育している家庭や子育て等に不安がある保護者とそのこどもに対して、ホームヘルパー等を派遣し、家事・育児等の支援を行うことで保護者の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、家庭における適切な養育につなげていく。

今後も、相談対応等を大切にしながら、必要な支援が行えるよう適切に事業を運用していく。

単位：のべ利用日数（人日）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	725	727	726	711	692	685
	確保方策	725	727	726	711	692	685

確保方策の数値は、量の見込みと同数

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(12) 児童育成支援拠点事業（R 6 創設）

事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。

実施機関

（現時点で実施の見込みなし）

提供体制

市全域

確保方策の内容

国が示す支援内容を包括的に実施する人員体制や開所日数・開所時間等、要件を満たすことが難しいことから、現時点で実施の見込みはないが、民間支援団体の取組状況も踏まえ、国や県の動向も見据えながら今後の事業実施について検討する。

なお、本市では、類似する事業として、様々な要因により支援を必要とする小学生から18歳未満の子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、学習支援や生活支援等を行う「子どもの居場所づくり事業」や、子ども食堂またはフリースペースの実施に要する経費に対し補助金を交付する「大津市子ども食堂等支援事業費補助金事業」を実施している。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(13) 親子関係形成支援事業（R6創設）

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

※改正児童福祉法により新設され、令和6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。

実施機関

母子保健課

提供体制

市全域

確保方策の内容

核家族化等により、育児支援者が不足することによる育児不安の理由で医療機関等からの支援依頼が増加している。本事業では、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）として、初めて育児をする生後2～4か月までのこどもの母親を対象に実施している。新生児訪問時に第一子の家庭全数に教室の案内を行い、また育児不安が高い母親に対し、参加勧奨を行っている。

利用希望に応じて実施する事業であることから、今後も現状の実施体制を維持する。

単位：人

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	125	126	125	121	119	120
	確保方策	125	126	125	121	119	120

確保方策の数値は、量の見込みと同数

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(14) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業。

実施機関

子育て総合支援センター、社会福祉法人（一般型）、大津市立児童館（連携型）

単位：のべ利用回数（人回）

提供体制

保健福祉ブロック

確保方策の内容

出生数の減少及び未就園の児童数が減少する影響で利用ニーズは減少傾向であるが、今後も地域において産後及び0歳から安心して子育て・子育てができるよう受け入れ体制を維持する。

確保方策の数値は、量の見込みと同数

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
志賀	量の見込み	13,381	12,675	12,611	12,505	12,312	11,606
	確保方策	13,381	12,675	12,611	12,505	12,312	11,606
北部	量の見込み	20,279	19,808	19,539	19,235	18,957	18,301
	確保方策	20,279	19,808	19,539	19,235	18,957	18,301
中北部	量の見込み	9,910	9,975	10,087	10,199	10,239	10,257
	確保方策	9,910	9,975	10,087	10,199	10,239	10,257
中部	量の見込み	62,392	63,017	62,209	61,374	60,280	61,610
	確保方策	62,392	63,017	62,209	61,374	60,280	61,610
中南部	量の見込み	7,463	7,682	7,972	7,741	7,506	7,076
	確保方策	7,463	7,682	7,972	7,741	7,506	7,076
南部	量の見込み	5,290	5,155	4,963	4,859	4,794	4,564
	確保方策	5,290	5,155	4,963	4,859	4,794	4,564
東部	量の見込み	25,872	24,715	24,485	24,235	23,410	22,835
	確保方策	25,872	24,715	24,485	24,235	23,410	22,835
市全域	量の見込み	144,587	143,027	141,866	140,148	137,498	136,249
	確保方策	144,587	143,027	141,866	140,148	137,498	136,249

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(15)－1 一時預かり事業（幼稚園等在園児を対象）

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、幼稚園在園児を対象に、主として昼間に、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施機関

幼稚園、認定こども園

単位：のべ利用人数（人日）

提供体制

保健福祉ブロック

確保方策の内容

保護者が就労しているなどにより、保育の必要性があるが幼稚園等での教育を希望する場合（新2号認定）の利用ニーズは、今後も高まっていく見込みである。また、長期休暇中の幼稚園の利用希望も高まっている。

現状は、利用希望に応じて事業を実施できる体制が確保されており、今後も利用ニーズに的確に対応できるよう実施体制を維持する。

確保方策の数値は、量の見込みと同数

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
志賀	量の見込み	10,758	10,889	10,827	10,316	9,358	7,975
	確保方策	10,758	10,889	10,827	10,316	9,358	7,975
北部	量の見込み	20,636	20,887	20,767	19,787	17,949	15,296
	確保方策	20,636	20,887	20,767	19,787	17,949	15,296
中北部	量の見込み	22,566	22,840	22,710	21,638	19,629	16,727
	確保方策	22,566	22,840	22,710	21,638	19,629	16,727
中部	量の見込み	19,070	19,302	19,191	18,285	16,587	14,136
	確保方策	19,070	19,302	19,191	18,285	16,587	14,136
中南部	量の見込み	28,405	28,750	28,586	27,236	24,707	21,055
	確保方策	28,405	28,750	28,586	27,236	24,707	21,055
南部	量の見込み	12,541	12,694	12,621	12,025	10,909	9,296
	確保方策	12,541	12,694	12,621	12,025	10,909	9,296
東部	量の見込み	33,454	33,859	33,667	32,076	29,098	24,798
	確保方策	33,454	33,859	33,667	32,076	29,098	24,798
市全域	量の見込み	147,430	149,221	148,369	141,363	128,237	109,283
	確保方策	147,430	149,221	148,369	141,363	128,237	109,283

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(15)－2 一時預かり事業（幼稚園在園児以外を対象）

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施機関

認可保育所、認定こども園、
地域型保育事業所

提供体制

保健福祉ブロック

確保方策の内容

保育施設への入所が困難な状況により、保育施設で実施する一般型の一時預かり事業に対するニーズは増加している。保育士不足のため拡充を図ることが難しい現状であるが、一定の需要が見込まれることから、今後もニーズに応じた実施体制を、各園の運営状況に応じて確保していく。

確保方策の数値は、量の見込みと同数

単位：のべ利用人数（人日）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
志賀	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
北部	量の見込み	2,919	2,888	2,885	2,852	2,798	2,734
	確保方策	2,919	2,888	2,885	2,852	2,798	2,734
中北部	量の見込み	501	496	496	490	480	470
	確保方策	501	496	496	490	480	470
中部	量の見込み	1,180	1,167	1,167	1,153	1,131	1,106
	確保方策	1,180	1,167	1,167	1,153	1,131	1,106
中南部	量の見込み	1,774	1,755	1,755	1,734	1,701	1,663
	確保方策	1,774	1,755	1,755	1,734	1,701	1,663
南部	量の見込み	2,129	2,106	2,105	2,081	2,041	1,995
	確保方策	2,129	2,106	2,105	2,081	2,041	1,995
東部	量の見込み	2,136	2,113	2,112	2,087	2,048	2,002
	確保方策	2,136	2,113	2,112	2,087	2,048	2,002
市全域	量の見込み	10,639	10,525	10,520	10,397	10,199	9,970
	確保方策	10,639	10,525	10,520	10,397	10,199	9,970

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(16) 病児保育事業

事業内容

保護者の就労等で病気のこどもを自宅で保育できない場合（病児保育）や、病気の回復期で集団保育が困難な場合（病後児保育）に、診療所や保育所の専用スペースで保育を行う事業

実施機関

医療機関、保育施設

単位：のべ利用日数（人日）

提供体制

保健福祉ブロック

確保方策の内容

志賀・北部区域での整備を進める。
また、潜在的な市民ニーズへ対応するため、東部以外の区域における病院併設型の事業参入についても検討を進める。

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
志賀・北部	量の見込み	0	395	399	403	406	396
	確保方策	0	0	0	0	0	0
	需給差	0	▲395	▲399	▲403	▲406	▲396
中北部・中部	量の見込み	240	257	263	270	275	281
	確保方策	240	340	340	340	340	340
	需給差	0	83	77	70	65	59
中南部・南部	量の見込み	400	231	240	239	240	230
	確保方策	400	405	405	405	405	405
	需給差	0	174	165	166	165	175
東部	量の見込み	1,166	1,071	1,087	1,101	1,091	1,084
	確保方策	1,166	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
	需給差	0	219	203	189	199	206
市全域	量の見込み	1,806	1,953	1,989	2,013	2,012	1,991
	確保方策	1,806	2,035	2,035	2,035	2,035	2,035
	需給差	0	82	46	22	23	44

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



Lake Biwa

(16) 病児保育事業【補足資料】

病児保育事業の課題

利用者側

- ・事前の医師の診察が必要なのが負担。
- ・風邪が流行しているときは枠が少なく予約がとれない。

事業者側

- ・利用者の変動が大きく収入が安定しない。
- ・突然のキャンセルも多く配置した職員が無駄になる。

(国調査抜粋)

大津市の現状

- ・病院併設型と保育所併設型で利用率に差がある。
R5 病院併設型：83% 保育所併設型：24%
- ・病院併設型は東部にしかなく、他の地域からの利用者が24.9%もある。
- ・保育所併設型は事前に受診の上「医師連絡票」が必要であり保護者の負担となっている。

- 
- ・保護者にとって病院併設型は、より利用しやすい。
 - ・病院併設型の利用率から考察すると、潜在的ニーズは高いと推察される。

課題解決のための確保方策

病院併設型の有効性および潜在的ニーズから鑑み、確保方策が量の見込みを上回っていても各区域1施設を上限とし、病院併設型の事業参入について検討する。ただし、事業実施にあたっては、公募を原則とし審議会に諮るものとする。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(17) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

Lake Biwa

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業。

実施機関

大津市ファミリーサポートセンター（子ども・若者政策課）

提供体制

市全域

確保方策の内容

従来の傾向として、預かり・送迎の利用ニーズ利用数の増減は個別事案によるところが大きいことから、引き続き、それぞれのニーズに合わせて制度を活用できるよう、特に、依頼も援助も行うことのできる「両方会員」での加入を促進し、将来的に持続可能な組織体制の構築を目指す。今後も、地域資源を活用し、事業周知により会員の確保を図ることで、安定的な実施体制を維持する。

単位：のべ利用日数（人日）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	3,602	3,566	3,522	3,461	3,386	3,313
	確保方策	3,602	3,566	3,522	3,461	3,386	3,313

確保方策の数値は、量の見込みと同数

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(18) 妊婦健康診査事業

事業内容

母子保健法に基づき、妊婦が妊娠週数に合わせて時期ごとに必要となる検査を受診できるよう、医療機関等に委託して行う事業。

本市では、妊婦健康診査受診券を「母子健康手帳別冊」に綴じ込み、母子健康手帳と一緒に交付している。基本健康診査一人当たり14回、多胎妊娠の方には19回の費用助成を行っている。

実施機関

医療機関

提供体制

市全域

確保方策の内容

全ての妊婦の経済的負担を軽減し、健やかに安心して出産できるよう今後も現状の実施体制を維持する。

なお、令和6年4月から、妊婦健康診査費用（各受診券記載の検査等に限る）については自己負担分の償還払いを開始している。また、出産予定日（妊娠40週0日）以降の14回（多胎妊娠の方は19回）を超えた基本健康診査（医師が必要と認めた回数）の費用について、償還払い手続きにより無料化する。

単位：のべ受診回数（人回）

確保方策の数値は、量の見込みと同数

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	27,718	27,968	27,611	26,896	26,479	26,563
	確保方策	27,718	27,968	27,611	26,896	26,479	26,563

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(19) 産後ケア事業（R7新規位置づけ）

事業内容

産科医療機関等での短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業を通じて、助産師等の専門職による産後の母子に対しての心身のケアや育児サポート等を行う事業。事業の対象者には、流産や死産をされた方も対象としている。

本市では、産科医療機関等での短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業を通じて、助産師等の専門職による産後の母子に対しての心身のケアや育児サポート等を行う。

実施機関

医療機関、助産院など

提供体制

市全域

確保方策の内容

産後ケア事業の利用者は、年々増加している。出産後4か月（居宅訪問事業にあっては1年）を経過しない方を対象としているが、国が示す方針を踏まえつつ、本市の支援対象について検討していく。

産後ケア事業を実施する施設の拡充に努め、国の示す産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子の産後ケアの実施体制を目指す。

単位：（確認中）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	本事業について、令和6年10月10日に国から量の見込みの算出等の考え方が示されたため、今後検討してお示しする予定です。					
	確保方策						

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について



(20) 乳児等通園支援事業（R 7 創設 R 8 以降給付事業化）

事業内容

保育所等を利用していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業。

実施機関

検討中（保育所等を想定）

提供体制

教育・保育施設を対象に意向調査を実施中

確保方策の内容

本市では、当該事業実施に向け、受け皿となる施設及び保育士等の確保が課題である。

令和7年度は補助事業としての位置づけであり、現時点で当該事業実施の予定はないが、一時預かり事業等、既存の事業でニーズへの対応を図る。

令和8年度以降に給付事業として制度化された場合の実施方針については、こども家庭庁が実施している試行的事業の実施状況や県の動向を踏まえ、実施体制について検討する。

単位：のべ利用人数（人日）

区域		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全域	量の見込み	－	－	152	142	131	125
	確保方策	検討中					